

令和5年度食品衛生監視指導計画実施状況

山形県防災くらし安心部

食 品 安 全 衛 生 課

令和5年度食品衛生監視指導計画実施状況

1 はじめに

県では、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第24条第1項の規定により「食品衛生監視指導計画」を策定し、計画に基づき監視指導を行っております。

生産から販売に至るまでの食品供給行程（フードチェーン）の各段階において食品の安全性を確保するためには、行政、食品関連事業者、消費者がそれぞれの役目を果たすことが重要であることから、農林水産担当部局等と連携し、重点的かつ効果的に監視指導を行っております。

このたび、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）の監視指導結果を取りまとめたので公表します。

2 実施結果

（1）許可を要する食品営業施設及び届出を要する施設に対する監視指導状況

食品の生産、製造・加工、流通等の状況、食品の特性、法違反の状況及び食品衛生法上の問題の発生状況を踏まえて、対象施設の目標監視回数を設定し、監視指導を行っています。

令和5年度は、目標監視件数4,412件に対し、監視実施件数は5,537件（実施率125%）でした。

監視指導を行う際は、HACCPに沿った衛生管理の定着や運用状況の検証を行い、未実施の場合は指導助言を行いました。また、HACCPに沿った衛生管理を更に広く定着させるとともに、適切な運用が図られるよう食品関係者を対象とした講習会を開催しました。（172回、4,681名参加）

食品衛生法第55条の規定により営業許可を要する施設及び改正前の食品衛生法第52条の規定により引き続き営業許可を取得している施設（13,312施設）について4,693件の監視指導を行い、1施設で違反事実等を確認したため、始末書徴取の行政措置を行いました。その他、食中毒の原因施設に対する営業停止命令を3件行いました。

また、食品衛生法第57条に規定する届出を要する施設（6,192施設）について844件の監視指導を行いました。

実施状況は別添資料（表1-1、2、3 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設、改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設及び届出を要する食品関係営業施設）のとおりです。

（2）夏期一斉取締りにおける監視指導状況

7月を「夏期食品等監視強化月間」として、夏期における食中毒予防のため重点的に監視指導を行いました。

期間中、腸管出血性大腸菌やカンピロバクターによる食中毒予防に関する啓発のほか、HACCPに沿った衛生管理に関する指導を重点的に行いました。

592 件の監視指導を行い、うち 3 件に改善指導を行いました。

実施状況は別添資料(表 2 夏期一斉取締りににおける監視指導状況)のとおりです。

(3) 食品、添加物等の年末一斉取締りににおける監視指導状況

12 月 1 日から 12 月 28 日まで食品、添加物等の年末一斉取締りを実施し、年末の食品衛生確保のため、重点的に監視指導を行いました。

期間中、ノロウイルス食中毒対策やカンピロバクター食中毒対策を重点的に 300 件の監視指導を行い、うち 1 件に改善指導を行いました。

実施状況は別添資料(表 3 食品、添加物等の年末一斉取締りににおける監視指導状況)のとおりです。

(4) 不良食品の発生状況

本県に流通する食品のうち、県内で製造された 48 製品が不良食品として発見され、調査、改善指導等を行いました。その内容は表示基準違反が 19 件(39.6%)、異物混入が 13 件(27.1%)で、この 2 つで全体の 66.7%を占めていました。

発生状況は別添資料(表 4 不良食品の発生状況)のとおりです。

(5) 収去検査計画に対する実施状況

食品の安全確保のため、輸入食品を含めた県内に流通している食品について収去検査を行いました。503 件の収去計画に対し、全件の収去検査を実施し、このうち規格基準の違反は 2 件ありました。

検査状況は別添資料(表 5 収去検査計画に対する実施状況)のとおりです。

(6) 県内のと畜検査状況、TSE (BSE) 検査結果

県内でと畜される食肉の安全性を確保するため、牛、馬、豚、めん羊及び山羊 286,715 頭のと畜検査を行いました。また、国の BSE 対策の見直しを踏まえ、24 か月齢以上の神経症状等を示す牛の TSE (BSE) スクリーニング検査を実施することとしていましたが、対象となる牛はいませんでした。

検査状況は別添資料(表 6 県内のと畜検査状況及び表 7 県内の TSE (BSE) 検査結果)のとおりです。

(7) と畜場及び認定小規模食鳥処理場監視状況

県内にありと畜場(3 施設)に対し、HACCP に基づく衛生管理の検証を行い、と畜場の衛生管理責任者等に技術的な指導を実施しました。また、認定小規模食鳥処理場(12 施設)に対し監視指導を実施しました。

実施状況は別添資料(表 8 と畜場監視状況及び表 9 認定小規模食鳥処理場監視状況)のとおりです。

(8) 食品衛生講習会実施状況

食品衛生責任者等の資質向上のための講習会及び家庭における食中毒の未然防止のための講習会を開催しました。

実施状況は別添資料（表 10 食品衛生講習会実施状況）のとおりです。

(9) 適正な食品表示に係る人材の養成及び消費者等への情報提供の状況

11月の適正表示推進月間にあたり、県内2地区で食品適正表示推進者養成講習会を開催し、138名の参加がありました。

(10) 食中毒発生状況

県内（山形市を除く）における令和5年の食中毒事件は10件発生し、患者数は155名でした。

食中毒発生状況は別添資料（表 11-1、2、3 食中毒発生状況）のとおりです。

食中毒事件を原因施設別にみると、飲食店が2件、家庭が2件、食肉処理・販売が1件、不明が5件でした。

病因物質別にみると、ノロウイルスによるものが1件（患者数53名）、病原性大腸菌（腸管出血性大腸菌O157）によるものが1件（同74名）、カンピロバクターによるものが3件（同19名）、寄生虫（アニサキス）によるものが3件（患者数3名）、植物性自然毒（きのこ）によるものが2件（同6名）でした。

3 まとめ

令和5年度においては、令和5年度食品衛生監視指導計画に基づき各総合支庁（保健所）、食肉衛生検査所、衛生研究所が主体となり、農林水産担当部局等関係機関と連携しながら、監視指導等食品安全対策を実施しました。

<表1-1> 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

	営業施設数 (年度末現在) (1)	営業許可施設数(年度中)		廃業施設数 (年度中) (4)	処 分 件 数 (年度中)							告発件数(年度中)		調査・監視 指導施設数 (年度中) (13)
		継 続 (2)	新 規 (3)		営業許 取消命 令 (5)	営業禁 止命 令 (6)	営業停 止命 令 (7)	改善命 令 (8)	物品廃 棄命 令 (9)	そ の 他 (10)	無許 可業 (11)	そ の 他 (12)		
飲食店営業														
一般食堂・レストラン等 (01)	1,733			157										140
仕出し屋・弁当屋 (02)	236			24										62
旅館 (03)	261			20										110
その他の (04)	1,881			286			1							189
菓子(パンを含む。)製造業 (05)	470			41										91
乳 処 理 業 (06)	3			0										6
特別牛乳搾取処理業 (07)	0			0										0
乳 製 品 製 造 業 (08)	11			1										4
集 乳 業 (09)	1			0										1
魚介類販売業 (10)	418			54										116
魚介類競り売り営業 (11)	10			0										3
魚肉練り製品製造業 (12)	3			1										0
食品の冷凍または冷蔵業 (13)	35			1										11
かん詰またはびん詰食品製造業 (上詰またはびん詰以外) (14)	80			14							1			25
喫茶店営業 (15)	355			26										21
(再掲)自動販売機 (16)	276			10										0
あん類製造業 (17)	11			0										23
アイスクリーム類製造業 (18)	10			1										10
食 肉 処 理 業 (19)	56			2			1							42
食 肉 販 売 業 (20)	351			57										115
食 肉 製 品 製 造 業 (21)	22			2										10
乳酸菌飲料製造業 (22)	0			0										0
食用油脂製造業 (23)	4			0										0
マーガリン又はショートニング製造業 (24)	0			0										0
み そ 製 造 業 (25)	41			5										6
し ょ う ゆ 製 造 業 (26)	11			4										5
ソ ー ス 類 製 造 業 (27)	21			5										4
酒 類 製 造 業 (28)	34			1										6
豆 腐 製 造 業 (29)	26			9										1
納 豆 製 造 業 (30)	7			0										0
麺 類 製 造 業 (31)	78			9										16
そ う ざ い 製 造 業 (32)	231			36										54
添加物(法第13条第1項の規定により 規格が定められたものに限る。)製造業 (33)	6			0										2
食品の放射線照射業 (34)	0			0										0
清涼飲料水製造業 (35)	54			4										21
氷 雪 製 造 業 (36)	6			1										1
計 (37)	6,466	0	0	761	0	0	2	0	0	1	0	0	1,095	

<表1-2> 改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

	営業施設数 (年度末現在) (1)	営業許可施設数(年度中)		廃業施設数 (年度中) (4)	処 分 件 数 (年度中)						告発件数(年度中)		調査・監視 指導施設数 (年度中) (13)
		継 続 (2)	新 規 (3)		営 業 許 可 取 消 命 令 (5)	営 業 禁 止 命 令 (6)	営 業 停 止 命 令 (7)	改 善 命 令 (8)	物 品 廃 棄 命 令 (9)	そ の 他 (10)	無 許 可 営 業 (11)	そ の 他 (12)	
飲 食 店 営 業 (01)	4,499		1,687	187			1						2,087
調理の機能を有する自動販売機 (02)	7		1	0									0
食 肉 販 売 業 (03)	169		53	6									171
魚 介 類 販 売 業 (04)	268		88	9									195
魚介類競り売り営業(05)	3		2	0									3
集 乳 業 (06)	2		0	0									0
乳 処 理 業 (07)	0		0	1									3
特別牛乳搾取処理業(08)	0		0	0									0
食 肉 処 理 業 (09)	50		17	1									41
食品の放射線照射業(10)	0		0	0									0
菓 子 製 造 業 (11)	654		240	9									324
アイスクリーム類製造業(12)	16		5	0									13
乳 製 品 製 造 業 (13)	8		0	0									5
清 涼 飲 料 水 製 造 業 (14)	43		12	0									20
食 肉 製 品 製 造 業 (15)	19		5	0									21
水 産 製 品 製 造 業 (16)	47		18	0									26
氷 雪 製 造 業 (17)	4		0	0									0
液 卵 製 造 業 (18)	1		1	0									1
食 用 油 脂 製 造 業 (19)	11		5	0									7
みそ又はしょうゆ製造業(20)	64		25	1									32
酒 類 製 造 業 (21)	54		21	0									29
豆 腐 製 造 業 (22)	31		13	1									18
納 豆 製 造 業 (23)	7		1	0									1
麵 類 製 造 業 (24)	99		42	5									58
そ う ざ い 製 造 業 (25)	371		118	4									210
複合型そうざい製造業(26)	6		2	0									7
冷 凍 食 品 製 造 業 (27)	11		4	0									9
複合型冷凍食品製造業(28)	5		0	0									6
漬 物 製 造 業 (29)	258		177	3									235
密 封 包 装 食 品 製 造 業 (30)	126		43	2									66
食 品 の 小 分 け 業 (31)	5		1	0									4
添 加 物 製 造 業 (32)	8		4	0									6
計 (33)	6,846	0	2,585	229	0	0	1	0	0	0	0	0	3,598

<表1-3> 届出を要する食品関係営業施設

	営業施設数 (年度末現在) (1)	処 分 件 数 (年 度 中)				告 発 件 数 (年度中) (6)	監視指導 施設数 (年度中) (7)
		営 業 禁 止 (2)	営 業 停 止 (3)	物 品 廃 棄 (4)	そ の 他 (5)		
旧許可業 種であつ た営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみ の販売) (01)	186					35
	食肉販売業(包装済みの食肉のみ の販売) (02)	274					57
	乳 類 販 売 業 (03)	559					75
	氷 雪 販 売 業 (04)	11					0
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設 置) (05)	772					13
販売業	弁 当 販 売 業 (06)	62					32
	野 菜 果 物 販 売 業 (07)	483					174
	米 穀 類 販 売 業 (08)	143					6
	通 信 販 売 ・ 訪 問 販 売 に よ る 販 売 業 (09)	46					0
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア (10)	245					50
	百 貨 店 、 総 合 ス ー パ ー (11)	199					167
	自動販売機による販売業(コップ式自動販 売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。) (12)	328					3
	そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業 (13)	731					84
製造・加 工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規 定により規格が定められた添加物の製造を 除く。) (14)	6					1
	いわゆる健康食品の製造・加工業 (15)	9					0
	コーヒ―製造・加工業(飲料の製造を除く (16)	69					2
	農産保存食料品製造・加工業 (17)	1,100					36
	調 味 料 製 造 ・ 加 工 業 (18)	37					2
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業 (19)	1					0
	精 穀 ・ 製 粉 業 (20)	45					1
	製 茶 業 (21)	17					0
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業 (22)	11					1
	卵 選 別 包 装 業 (23)	16					2
	そ の 他 の 食 料 品 製 造 ・ 加 工 業 (24)	273					14
上記以外 のもの (改正法 による改 正後の法 第68条 第3項に おいて準 用される ものを含 む。)	行 商 (25)	16					0
	集 団 給 食 施 設 (26)	481					86
	器具、容器包装の製造・加工業(合成 樹脂が使用された器具又は容器包装 の製造、加工に限る。) (27)	15					0
	露店、仮設店舗等における飲食の提供 のうち、営業とみなされないもの (28)	24					0
	そ の 他 (29)	33					3
計 (30)	6,192	0	0	0	0	0	844

<表2> 夏期一斉取締りにおける監視指導状況（夏期食品等監視強化月間）

監視指導予定施設数	監視指導延べ施設数	食品衛生法違反として改善指導した施設数
480	592	3

○ 特に食中毒の原因施設となる頻度の高い施設を重点的に監視を実施（279施設）

監視指導を行った施設	施設数
大量調理施設等（弁当屋、仕出し屋、旅館、学校、病院等）	88
食肉を取り扱う施設	187
鶏肉を飲食店営業者に販売する施設（食肉処理業者、卸売業者等）	4

<表3> 年末一斉取締りにおける監視指導状況（年末食品等監視強化月間）

監視予定施設数	監視指導延べ施設数	食品衛生法違反として改善指導した施設数
410	300	1

○ 特に食中毒の原因施設となる頻度の高い施設を重点的に監視を実施（131施設）

監視指導を行った施設	施設数
大量調理施設等（弁当屋、仕出し屋、旅館、学校、病院等）	41
食肉を取り扱う施設	69
鶏肉を飲食店営業者に販売する施設（食肉処理業者、卸売業者等）	4

<表4> 不良食品の発生状況

	異物混入			腐敗・変敗			カビの発生			規格基準違反			表示基準違反			その他			合計		
	①	②	計	①	②	計	①	②	計	①	②	計	①	②	計	①	②	計	①	②	計
魚 介 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
魚介類加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1
肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3	0	3	7	0	7
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	3	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	2	7	0	7	0	0	0	12	0	12
菓 子 類	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	3	0	3	11	0	11
清 涼 飲 料 水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
酒 精 飲 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
そ の 他 の 食 品	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	4	0	4	13	0	13
計	13	0	13	1	0	1	0	0	0	3	0	3	19	0	19	12	1	13	48	1	49

①: 県内で製造されたもの ②: 県外で製造されたもの

※ ①及び②には食品事業者等に改善や報告を指導したものを計上

<表5> 収去検査計画に対する実施状況

実施計画数	実施数	実施率	違反数	違反率(%)
503	503	100.0	2	0.4

※ 以下の表に記載する検体分を含む

○県内流通農産物の残留農薬検査結果

	検体種類	検体数	延べ検査項目数	違反検体数
県内流通農産物等	9	80	11,448	0

農産物等：農産物(8種)と輸入冷凍加工野菜

○県内生産畜水産食品中の残留有害物質モニタリング検査結果

	収去件数	検査検体数	延べ検査項目数	陽性検体数	
牛肉(筋肉)	18	18	54	0	
豚肉(筋肉)	124	124	418	0	
食鳥肉	6	6	114	0	
鶏卵	10	10	180	0	
乳	7	7	160	0	
養 殖 魚	コイ	4	4	32	0
	アユ	2	2	16	0
	イワナ	1	1	8	0
	ニジマス	1	1	8	0
		0	0	0	0
はちみつ	6	6	6	0	
合計	179	179	996	0	

※ 検査項目：抗生物質、合成抗菌性物質など18成分

※ 牛肉、豚肉の収去件数は頭数

○食品中の放射性物質検査結果

検査項目	検体数	基準超過検体数
放射性セシウム(134及び137) 放射性ヨウ素(131)	12	0

<表6> 県内のと畜検査状況

畜種	牛	子牛	馬	豚	めん羊	山羊	合計
食肉衛生検査所							
置賜食肉衛生検査所	3,283	0	226	28,142	30	0	31,681
庄内食肉衛生検査所	286	1	0	254,646	98	3	255,034
(うち県農業総合研究センター養豚試験場)	0	0	0	18	0	0	18
合計	3,569	1	226	282,788	128	3	286,715

<表7> 県内のTSE(BSE)検査結果

検査項目	牛の検査頭数(BSE検査)	スクリーニング検査 陽性頭数	めん羊及び山羊の検査頭数 (TSE検査)	スクリーニング検査 陽性頭数
食肉衛生検査所				
置賜食肉衛生検査所	0	0	0	0
庄内食肉衛生検査所	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

<表8>と畜場監視状況

	監視予定数	監視実施数	指導件数
米沢市営と畜場	12	29	23
庄内食肉流通センター	15	15	0
県農業総合研究センター養豚研究所	1	1	0
計	28	45	23

<表9>認定小規模食鳥処理場監視状況

	施設数	監視予定施設数	監視施設数	指導件数
認定小規模食鳥処理場	12	11	12	6

<表10> 食品衛生講習会実施状況

	食品関係者	消費者	その他	計
実施回数	172	25	10	207
参加人数	4,681	474	430	5,585

<表11-1> 原因施設別食中毒発生状況

原因施設	食中毒発生数	患者数
飲食店営業施設	2	62
家庭	2	6
果物野菜販売店	0	0
その他施設	1	74
不明	5	13
合計	10	155

<表11-2> 病因物質別食中毒発生状況

病因物質		食中毒発生数	患者数	うち死亡者数
ウイルス	ノロウイルス	1	53	0
細菌	サルモネラ	0	0	0
	ぶどう球菌	0	0	0
	病原性大腸菌	1	74	0
	エルシニア	0	0	0
	カンピロバクター	3	19	0
寄生虫	アニサキス	3	3	0
	クドア・セブテンpunkタータ	0	0	0
その他	ヒスタミン	0	0	0
植物性自然毒	スイセン	0	0	0
	ツキヨタケ・クサウラベニタケ	2	6	0
動物性自然毒	ふぐ	0	0	0
不明		0	0	0
合計		10	155	0

<表11-3> 月別食中毒発生状況

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
食中毒発生数	2	0	0	0	1	0	1	2	1	2	1	0	10
患者数	54	0	0	0	1	0	2	75	9	6	8	0	155